

宿毛市立学校の教職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

宿毛市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状.....	1
2. 目標.....	2
3. 計画の期間.....	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容.....	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて.....	5

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

近年、社会の急速な変化に伴い学校教育が抱える課題は複雑化・多様化しており、教職員の長時間勤務の常態化は全国的な社会問題となっています。

「宿毛市教育振興基本計画」においては、基本理念として「夢と志を持ち、心豊かに生き抜くことができる人材の育成」を掲げるとともに、日本社会に根差した「ウェルビーイング（心身の持続的な幸福）の向上」を目指しています。これらの理念を実現し、子どもたちに質の高い教育活動を継続的に提供していくためには、何よりもまず、教育を担う教職員自身が心身ともに健康で、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現し、高いモチベーションを持って職務に向き合える環境であることが不可欠です。

本計画は、国や県の指針等を踏まえ、本市における全教職員の時間外在校等時間を客観的に把握し、業務量を適切に管理するとともに、心身の健康を確保するための具体的な措置を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定するものです。

本計画の推進により、「チーム学校」としての組織的な業務改善を図り、教職員が自らの人間性や創造性を高めるゆとりを生み出すことで、健康でいきいきと子どもたちと向き合える職場環境を整備し、最終的に「持続可能な宿毛市の学校教育の実現」と「教育の質の維持・向上」につなげることを目指します。

(2) 現状

本市では、「宿毛市立小中学校管理運営規則」の中に、教育職員の業務量の適切な管理等に関する規定を位置付け、時間外在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

こうした取組の結果、令和6年度における教職員の時間外在校等時間の状況は、次のとおりでした。

(令和6年度における時間外在校等時間の状況)

校種	年平均	月 45 時間を 上回る割合	月 80 時間を 上回る割合
小学校	月 31 時間 16 分	26.7%	1.5%
中学校	月 45 時間 3 分	45.3%	15.3%

時間外在校等時間が月 45 時間を上回る割合は、小学校が 26.7%、中学校が 45.3% となっています。教育職員の業務は、授業準備に加え、各種報告書の作成や校務分掌による業務、保護者対応、部活動指導等により、日常的に業務負担が大きくなっていることから教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要であります。

2. 目標

本計画において達成をめざす目標は次のとおりです。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1 箇月時間外在校等時間が 4 5 時間以下の割合を 1 0 0 %にする。
- イ 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 3 0 時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数 1 5 日以上を維持する。
【直近 1 年間（令和 5 年 9 月～令和 6 年 8 月）実績 1 5.0 日】
- イ 夏季休業中に連続した 5 日以上の学校閉庁日を設ける。
- ウ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 5 %以下にする。
【令和 6 年度 7.0%、令和 7 年度 6.7%】
- エ ストレスチェックにおける健康リスクの値を 65 以下とする。
【令和 6 年度 71.9、令和 7 年度 73.1】（全国平均 100）
- オ 教職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることをめざす。

3. 計画の期間

本計画は、令和 8 年度から令和 1 1 年度までの 4 年間とします。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

(1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

- ア 学校以外が担うべき業務
 - ①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・ 青少年育成センター職員やスクールガードリーダーによる巡回指導等を実施する。
 - ・ 地域ボランティアの方々の協力による通学路の見守り活動を推進する。
- ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- ・ 放課後から夜間における見回りについては、警察及び少年補導員の行っている見回りに委ね、学校における自主的な見回りは原則行わない。
 - ・ 学校警察連絡協議会において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ③保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
- ・ 学校では対応が困難な事案については、教育委員会等の行政機関が窓口となり対応を行う。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

①調査・統計等への回答

- ・ 校務支援システムの機能等を活用することにより、学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ・ 事務職員の調査・統計等への関わりを推進する。

②ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・ ICT 支援員の配置及び情報担当部局との連携により、ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理に係る教職員の負担を軽減する。

③体育館等の施設・設備の管理

- ・ 学校施設開放事業における体育館の管理業務については、教育委員会が行う。

④部活動

- ・ 宿毛市部活動ガイドラインで定めた活動時間（原則、平日2時間を週4日、休日3時間を週1日）を遵守する。また、部活動指導員の配置、拠点校部活動の実施を推進し、段階的に地域展開をめざす。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

①授業準備及び学習評価や成績処理

- ・ 補助的業務を担う教員業務支援員の配置や指導者用デジタル教科書の導入により、教職員の負担を軽減する。

②学校行事の準備・運営

・修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等の業務について、教員と事務職員及び教員業務支援員等との協働を促進し、負担軽減を図る。

③支援が必要な児童生徒、家庭への対応

・特別な支援が必要な児童生徒については、特別支援教育支援員の配置、活用により、学級担任等の負担軽減を図る。また、不登校児童生徒への対応にあたっては、不登校支援員や放課後等学習支援員を配置するとともにスクールカウンセラーなど外部の専門家のほか、関係機関やスクールソーシャルワーカー、教育相談センターの効果的な活用を図る。

(2) 学校における措置の推進

ア 学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小学校4年生以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直しを行う。

イ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直しを行う。

ウ デジタル技術の活用により、児童生徒・保護者・職員に対するアンケートや職員会議・校内研修などの校務を効率化し、「GIGA スクール構想の下での校務DX チェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を60%にする。

エ 各学校の実情に応じて定時退校日を設定し、校長を中心として定時退校に取り組む。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

ア 時間外在校等時間が月80時間を超えるなど長時間労働による過労が疑われる職員やストレスチェックにより高ストレスが認められた職員へは、医師等の面接指導を実施するなど必要な取組を行う。

イ 全校においてストレスチェックを実施し、実施後の集団分析の結果を活用した職場改善を推進する。

ウ 長期休業期間中における早出遅出勤務制度を導入する。

エ 年次有給休暇について、年間を通じた計画的な取得及びまとまった日数の連続取得ができるよう、各学校に対して取得を促進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 報告

取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度、宿毛市のホームページで公表するとともに、定例教育委員会及び総合教育会議において報告を行います。

(2) 目標の達成状況の把握

時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果等から把握します。

(3) 状況の確認・指導

教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、聞き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。

(4) 支援体制

各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、教育委員会からの支援を強化します。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施します。

(5) 関係機関との連携

保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。

なお、この計画は、令和8年4月17日に策定し、令和8年4月1日から適用する。